

監理技術者制度の取扱いに関する運用基準

建設業法に定められた監理技術者補佐（第26条第3項）及び特例監理技術者（同第4項）の取扱いについて、福岡県南広域水道企業団が発注する建設工事等における運用基準を定める。

1 特例監理技術者の複数現場兼務の要件

監理技術者を配置する場合において、監理技術者補佐を工事現場に専任で置き、かつ、以下のすべての要件に該当するときは、元請けの特例監理技術者の複数現場の兼務を可能とする。

- ①当初予定価格が3億円未満であること
- ②兼務する工事の数が合計2件までであること
- ③兼務する工事現場がいずれも福岡県南広域水道企業団の構成団体（久留米市、大川市、筑後市、柳川市、大牟田市、八女市、朝倉市、みやま市、大牟田市、大木町、広川町、筑前町、小郡市、大刀洗町）内であること
- ④当企業団以外の発注機関が発注する工事と兼務する場合、いずれの発注者も兼務を認めること
- ⑤兼務する工事について、仕様書中に特例監理技術者の配置を認めない旨の記載がないこと
- ⑥その他、入札条件及び仕様書中に定める要件を満たすこと

付則 この運用基準は、令和3年4月1日より適用する。